

令和三年六月七日提出
質問第一六六号

新型コロナウイルス感染症の変異株の蔓延に対応するために濃厚接触者の対象者を広げる必要性に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

新型コロナウイルス感染症の変異株の蔓延に対応するために濃厚接触者の対象者を広げる必要

性に関する質問主意書

昨年のはじめから新型コロナウイルス感染症が断続的に全国に蔓延しており、未だ感染の収束が見通せない状況である。

感染拡大防止策として、感染の連鎖を断ち切ることが重要であり、そのためには感染者を早期に発見し、早期に隔離することが必要であると考える。感染者の早期発見には、PCR検査などのウイルス検査を幅広く実施することが必要であることから、以下、質問する。

一 感染症を収束させられていない現状を踏まえれば、感染の連鎖を十分に断ち切れていなかった、すなわちウイルス検査が不十分であったと考えざるを得ない。例えば、ある施設において感染者が確認され、当該感染者と濃密に接触していた者であっても当該感染者がマスク等を着用していた場合には「濃厚接触者に該当しない」とみなされて、行政検査を受けられないという事案が多発している。濃厚接触者の対象が狭すぎて、行政検査が不十分となっているのではないか、感染の連鎖を十分に断ち切るためには濃厚接触者の定義を幅広くとることによってウイルス検査を拡大するべきと考えるが、政府の見解如何。

二 今年に入ってから感染力が強い変異株が主流になっており、感染症対策を強化する必要性が高まっている。厚生労働省は、国立感染症研究所感染症疫学センターが示す濃厚接触者の定義に準拠しているが、国立感染症研究所感染症疫学センターが示す濃厚接触者の定義の最終改定は令和三年一月八日であって、令和三年二月以降に感染拡大した変異株に対応したものとはなっていない。変異株の主流化に対応して、濃厚接触者の定義を広げる必要があると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。